

建設工事における技術者等の適正な配置について

平成 29 年 1 月 16 日改正
京丹後市 財務部 入札契約課

京丹後市では、建設工事の適正な施工を確保するため、建設工事の工事現場に配置する監理技術者、主任技術者、専門技術者及び現場代理人について、「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成 28 年 12 月 19 日国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）」に基づき、下記のとおり取り扱いますので、受注者は、技術者の配置について留意をお願いします。

記

第 1 建設業法で必要とする技術者等

1 技術者等の適正配置について

(1) 主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項）

工事の施工に当たっては、建設業法に基づく主任技術者を工事現場に適正に配置すること。

(2) 監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項）

下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が 4,000 万円（建築一式の場合は、6,000 万円）以上となる工事は、特定建設業の許可が必要となるとともに、上記（1）の主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。なお、平成 16 年 3 月 1 日以降に交付を受けた者は、監理技術者講習が受講済みであること。以下同じ。）を工事現場に適正に配置すること。

なお、工事途中の工事内容の変更等により下請総額が 4,000 万円（建築一式の場合は、6,000 万円）以上となる工事についても、上記（1）の主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を工事現場に適正に配置すること。

(3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2）

ア 土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事（軽微な建設工事は除く。以下、本項目において「専門工事」という。）を自ら施工しようとするときは、次のいずれかの方法によること。

(ア) 一式工事の主任技術者又は監理技術者が、当該専門工事に関し主任技術者の資格を有している場合、その者が専門技術者を兼ねる。

(イ) 一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、かつ当該専門工事について主任技術者の資格を有する者を専門技術者として工事現場に配置する。

なお、上記（ア）又は（イ）の方法により専門工事の施工ができない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該専門工事を施工させること。

イ 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（軽微な建設工事は除く。以下、本項目において「附帯工事」という。）を自ら施工しようとするときは、

次のいずれかの方法によること。

(ア) 当該建設工事の主任技術者又は監理技術者が、当該附帯工事に関し主任技術者の資格を有している場合、その者が専門技術者を兼ねる。

(イ) 当該建設工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、かつ当該附帯工事について主任技術者の資格を有する者を専門技術者として配置する。

なお、上記 (ア) 又は (イ) の方法により附帯工事の施工ができない場合は、それぞれの附帯工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該附帯工事を施工させること。

(4) 現場代理人（建設業法第 19 条の 2 第 1 項）

工事請負契約書及び共通仕様書（以下「契約書等」という。）に基づき、現場代理人を工事現場に適正に配置すること。

なお、京丹後市では、現場代理人について契約書等で次の条件を規定しています。

ア 工事現場に常駐すること（他の工事と兼務できない。）。

京丹後市の工事請負契約書 第 10 条第 2 項

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

なお、委託契約書に基づく草刈り等の業務委託においても、同様に現場代理人を配置しなければなりません。

イ 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

京丹後市工事共通仕様書 3-4-2- (1)

受注者は、契約書第 10 条に基づく現場代理人を、受注者との直接的かつ 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係のある者から選任し、配置しなければならない。

ウ 常駐緩和措置

京丹後市の工事請負契約書 第 10 条第 3 項

発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

請書により契約を行う場合及び次に掲げる場合で、監督員が承認した場合に限り、例外的に工事現場への常駐は求めないこととします。

1 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

なお、現場代理人が工事現場を離れる期間を明確にし、その間の、現場の安全確保、緊急時の連絡体制などを工事打合せ簿等で明確にする必要があります。

2 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとして、現場代理人が複数の工事現場に従事することを発注者が認める場合

- (1) 1に規定する場合
- (2) 一件の入札で複数の契約をする工事それぞれに現場代理人として従事する場合(それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。ただし、発注者が認めない場合を除く。)
- (3) 発注済みの工事に続き、随意契約により契約する工事それぞれに現場代理人として従事する場合(それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。ただし、発注者が認めない場合を除く。)
- (4) 兼務する工事が技術者非専任工事の場合は、以下のすべてを満たすとき。ただし、発注者が認めない場合を除く。
 - ア 兼務する工事が、丹後土木事務所管内であること。
 - イ 兼務する工事が2件までであること。
 - ウ 兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満であること。
 - エ 京丹後市、京都府、国、地方公共団体その他の公法人の発注する工事であること。ただし、京丹後市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。
 - オ 兼務する京丹後市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - カ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任工事の場合は、以下のすべてを満たすとき。ただし、発注者が認めない場合を除く。
 - ア 兼務する工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施行に当たり相互に調整を要する工事で工事相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
 - イ 兼務する工事が2件までであること。
 - ウ 京丹後市、京都府、国、地方公共団体その他の公法人の発注する工事であること。ただし、京丹後市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。
 - エ 兼務する京丹後市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - オ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

※ 営業所専任技術者若しくは監理技術者との兼務はできません。

連絡員及び連絡体制は工事打ち合わせ簿等で明確にしなければなりません。

連絡員は、元請け業者の社員のほか一次下請け業者の社員でも可能としますが、ガードマン、一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。

2 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第 26 条第 3 項）

請負金額が 3,500 万円（建築一式の場合は、7,000 万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を配置すること（特別な場合を除き、他の工事現場との兼務はできない。）。ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。なお、監理技術者との兼務はできない。

3 営業所専任技術者（建設業法第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号）

(1) 営業所における専任の技術者（以下「営業所専任技術者」という。）は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場ごとに専任を要する主任技術者若しくは監理技術者又は工事現場への常駐が求められている現場代理人にはなれない。

(2) 営業所専任技術者は、次の条件をすべて満たす場合に限り、例外的に工事現場ごとに専任を要しない工事の主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。

ア 当該営業所で請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。

エ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

この条件が満たされる場合においては、当該営業所専任技術者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者又は監理技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。

※ 「工事現場と営業所が近接」の考え方

工事現場と営業所が近接しているかどうかは、本来であれば工事現場ごとに個々に判断することになりますが、本市が発注する工事においては、京丹後市域内の工事はすべて京丹後市域内の営業所と近接した工事とみなします。

(3) 営業所専任技術者は、上記（2）のアからエまでの条件をすべて満たす場合に限り、例外的に請書により契約を行う工事であって、かつ監督員が承認した工事の現場代理人との兼務を認める。

4 受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係

工事現場に配置する現場代理人、専門技術者及び監理技術者等（監理技術者及び主任技術者をいう。以下同じ。）には、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係がある者を配置すること。

また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

5 特定建設工事共同企業体と技術者等

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が請け負った建設工事を施工する場合には、次に掲げるとおり、現場代理人及び監理技術者等を配置すること。

(1) 共同企業体の代表者は、現場代理人を工事現場に常駐で配置すること。

(2) 次に掲げるとおり、技術者を請負代金額にかかわらず工事現場に専任で配置すること。

ア 共同企業体の代表者は、当該請け負った工事に対応する許可業種に係る監理技術者（下請代金の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は、6,000万円）未満の場合は、国家資格を有する主任技術者）を配置すること。

イ 共同企業体のその他の構成員は、当該請け負った工事に対応する許可業種に係る国家資格を有する主任技術者を配置すること。

第2 一般競争入札等の入札参加資格確認申請時における配置予定技術者の条件

京丹後市が発注する一般競争入札及び公募型指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）のうち、工事現場ごとに技術者の専任を要する工事では、入札参加資格確認申請（公募型指名競争入札の場合においては、入札参加申請。以下同じ。）時に提出を求めている配置予定技術者調書に記載する技術者について、以下の条件を満たさなければなりません。

京丹後市が発注する一般競争入札等のうち、工事現場ごとに技術者の専任を要する工事では、参加しようとする入札案件ごとに、別の配置予定技術者が必要です。

- (1) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の雇用関係）があり、請負金額が3,500万円（建築一式の場合は、7,000万円）以上の工事については、契約期間中、本工事現場に専任で配置できる技術者であること。
- (2) 入札に参加しようとする1件の工事につき、1人の監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式の場合は、6,000万円）未満の場合は主任技術者）を配置予定技術者として入札参加資格確認申請をすること。
(1人の技術者で複数の工事に入札参加資格確認申請をすることはできない。また、先に公告のあった工事に配置予定をしていた技術者は、その工事の落札決定があるまでは、後から公告する別の工事の配置予定技術者とすることはできない。)
- (3) 現在、他工事に配置している技術者又は現場代理人を配置予定技術者とする場合は、工事契約時に配置可能な技術者とする事。
(配置可能な技術者として認められる場合は、現在配置している工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っている場合、又は、「第4 現場配置技術者の変更」で示す途中交代が認められることが証明される場合に限る。)
- (4) 入札参加資格確認申請書（公募型指名競争入札の場合においては、入札参加申請書。以下同じ。）提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満たすこと。
(条件を満たす2人の技術者がいる場合、2つの工事にその2人の技術者を配置予定技術者の候補者として、技術者調書に記載して入札参加資格確認申請をすることは可能。)
なお、工事現場ごとに技術者の専任を要する工事の配置予定技術者は、死亡、病休、退職、転勤、出産、育児、介護等の極めて特別な理由がある場合を除き変更できない。
- (5) 入札参加資格確認申請書の提出時に、「第3 資格等の確認」で示すとおり、配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明する各種資料（以下「確認資料」という。）が提出できること。
- (6) 期日までに確認資料を提出しない場合、確認資料により入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、又は工事契約時に配置予定技術者を配置できなかった場合は、京丹後市の指名停止措置を行うことがある。また、落札決定後に判明した場合は、落札決定を取り消し、違約金を徴収することがある。
- (7) 営業所専任技術者を配置予定技術者とする場合は、後任の営業所専任技術者の候補者の氏名並びに現在の所属及び現場専任技術者でないことについて、書面（書式は任意）で提出すること。
(この場合、建設業許可申請、変更又は更新時に添付した専任技術者証明書（営業所専任技

術者を変更したことが確認できるもので建設業の許可行政庁の受理印があるものに限る。)の写しを入札執行日までに提出すること。入札執行日までに提出できない場合は、当該入札を辞退すること(必ず、辞退届を提出すること。)

参考 上記(2)と(4)の考え方

	配置予定技術者調書記載の技術者氏名				申請の可否
	工事①		工事②		
	1人目	2人目	1人目	2人目	
パターン1	Aさん		Aさん		不可
パターン2	Aさん		Bさん		可
パターン3	Aさん	Bさん	Aさん	Bさん	可

1人の技術者で同時に2つ以上の工事に入札参加資格確認申請をすることはできない。

工事①と工事②の配置予定技術者調書には、それぞれ別々の技術者を記載することが必要。

条件を満たす2人の技術者がいる場合、2つの工事にその2人の技術者を配置予定技術者の候補者として、配置予定技術者調書に記載して入札参加資格確認申請をすることは可能。
この場合、工事①と工事②の工事の両方を落札した場合、工事①にAさんを配置すると、工事②にはBさんを配置することになる。

第3 資格等の確認

1 確認資料

契約締結時に次の確認資料を提出すること。

- ※ 一般競争入札等のうち、京丹後市が受注者に配置予定技術者調書の提出を求めている工事(工事現場ごとに技術者の専任を要する工事)については、入札参加資格確認申請時にも確認資料を提出する必要があります。
- ※ 請書により契約を行う場合であって、かつ監督員が承認した場合に限り、例外的に確認資料の提出を省略できるものとします。

(1) 技術者の資格を証明するもの

ア 監理技術者の場合

- (ア) 監理技術者資格者証(表・裏)の写し
- (イ) 監理技術者講習(登録講習)修了証の写し(平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者のみ。ただし、平成16年2月29日以前に「指定講習」を受講した者については、「指定講習」に係る修了証の写しを提出すること。)

イ 主任技術者の場合

次のいずれかの資料を提出すること。

- (ア) 資格証明書等の写し(国家資格を有する技術者の場合)
- (イ) 実務経験証明書(実務経験による技術者の場合)

(2) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者が工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが確認できる次のいずれかの資料を提出すること。

なお、資料をもって直接的かつ恒常的な雇用関係の確認としますが、疑義が生じるような

者を技術者等としないよう、工事を請け負った企業の責任で選任してください。

ア 監理技術者資格者証（表・裏）の写し

イ 健康保険被保険者証の写し（市区町村の国民健康保険被保険者証は不可。）

ウ 住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し

エ 雇用保険被保険者証の写し

※ 上記以外の資料は、「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」として認めません。

※ 個人事業主の場合で、かつ上記以外の資料等により「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できる場合は、例外的に「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」として認めることがあります。

2 直接的かつ恒常的な雇用関係の考え方

(1) 「直接的」の考え方

ア 在籍出向者や派遣等でない

イ 工事期間のみの短期雇用者でない

(2) 恒常的な雇用関係の考え方

次に掲げる基準日（入札の申込みがあった日）以前に3か月以上の雇用関係があること。

ア 一般競争入札 = 入札参加資格確認申請日

イ 公募型指名競争入札 = 入札参加申請日

ウ 通常指名競争入札 = 入札の執行日（再入札の場合は、再入札の開札日）

エ 随意契約 = 見積書の提出日

第4 現場配置技術者の変更

1 監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日）の趣旨に基づき、監理技術者等（監理技術者及び主任技術者をいう。以下同じ。）の変更は、原則として認めない。

監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日）

(4) 監理技術者等の途中交代

・ 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

・ なお、いずれの場合であっても、発注者と元請との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

・ また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

2 受注者からの協議により、例外的に監理技術者等の変更を認める基準

(1) 工事現場ごとに技術者の専任を要する工事

請負金額が 3,500 万円（建築一式の場合は、7,000 万円）以上の工事については、工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められていることから、

① 次のアからエまでのいずれかに該当した場合

② 次のオからキまでのいずれかに該当し、かつ、下記（3）の条件を満たす場合

のいずれかに該当する場合に限り、受注者からの協議に対して承諾することにより変更を認めます。

ア 死亡

受注者から「該当技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合
(該当者の死亡診断書等公的書類の提出は求めない。)

イ 病気等

受注者から、「該当技術者本人が病気等のため、監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合

この際、受注者に該当者の病状が確認できる診断書等資料の提出を求め、明らかに現場に専任して監理技術者等の職務が遂行できないと判断される場合に限る。

ウ 退職

受注者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合
(該当者の退職を確認できる書類の提出を求める。)

エ 転勤

単なる受注者の都合による転勤でなく、該当技術者本人の人道をやむを得ないと判断される理由による場合
(該当者の申立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提出を求める。)

オ 出産、育児、介護

受注者から、「出産、育児、介護のため、該当監理技術者等本人が現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。(該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提示が必要)

カ 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

キ ダム、トンネル等の大規模な工事で、かつ一つの契約工期が 2 年以上の長期にわたる工事で、1 年以上の連続した期間において監理技術者等として従事した場合

ク 次のいずれかに該当する場合であって、工期の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して、監督員が技術者を変更することについて支障がないと認め、かつ当初工期を経過した後である場合

(ア) 発注者の責め※1により当初の工期に対して大幅な工期延期※2が行われたとき。

(イ) 現場条件※3により当初の工期に対して大幅な工期延期※2が行われたとき。

※1 発注者の責めによる工期延期とは、例えば「用地調整」、「占用物件調整」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。

※2 大幅な工期延期とは、工事請負契約書第 48 条第 1 項第 2 号に準拠して「延期期間が当

初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

※3 現場条件による工期延期とは、例えば「地質条件」、「工法変更」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。

(2) 工事現場ごとに技術者の専任を要しない工事

請負金額が3,500万円（建築一式の場合は、7,000万円）未満の工事については、上記（1）に該当する場合のほか、下記（3）の条件を満たしていれば、受注者の協議に対する承認により変更を認めます。

ただし、当該工事が、増額により工事現場ごとに技術者の専任を要する工事となった場合は、上記（1）と同様の取扱いとします。

(3) 技術者の変更が認められる場合の共通条件

ア 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。

イ 交代前後における技術者の技術力が同等（公募条件等に適合している等）以上に確保されること。

ウ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

★ 重複配置期間の基準

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (ア) トンネル等長期工事で、かつ残工期が全体工期の1/2以上 | : 1か月 |
| (イ) (ア) 以外で工事の残工期が6か月以上 | : 1週間 |
| (ウ) (ア) 及び (イ) 以外 | : 1日 |